

竜王小学校

学校いじめ防止基本方針



令和7年4月

竜王町立竜王小学校

1 いじめについて

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「学校いじめ防止基本方針」は、児童の尊厳を保持する目的の下、教育委員会・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という危機意識を持ち、「人として絶対に許されない行為である」という認識のもとで、毅然とした対応が必要である。

いじめを根絶するためには、日頃から学校関係者が、子どもの些細な変化を見逃さず、子どもが発する小さなサインを敏感に受け止め、子どもの個性を尊重しながら生徒指導の充実を図るとともに、人の心の痛みを受け止め、他を思いやる心を育てる学級づくりをすることが重要である。

昨今の学校現場におけるいじめの実態は、きわめて巧妙かつ複雑で多様化しており、見えにくいものとなっている。このことから、子育てに携わる関係者が改めていじめ問題に対する認識を高め、早期発見に努め、教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関等との連携を図りながら、子ども一人ひとりに応じた指導や支援を速やかに進めていくとともに、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義について

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あ

ることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめと認知し、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 学校の実態

竜王町は、伝統と歴史に育まれてきた地域であり、住民は人情豊かで、学校への信頼や期待も強く、協力的である。しかし、生活様式や価値観の多様化により、地域としてのまとまりが難しくなりつつある。

子どもの様子としては、素朴で人なつっこく、活発に行動するが、周りの言動に流されやすく、悪いと思っていても断れないことがある。また、他の子とうまくコミュニケーションがとれず、

心ない言葉や手が出てしまう子もいる。そのため、いじめに当たるという意識のないまま行動してしまうという事例もある。

本校では、安全、安心な学校（「安全第一」が合い言葉の学校）、全ての子どもにとって居心地のよい学校をめざす学校像としている。また、いじめ、体罰を絶対許さない教師集団をめざす教職員像として日々教育活動を進めている。

さらに、本校では、いじめ対策に関わる3つの目標、① 自分とともに、友だちを大切にできる子の育成、② 一人ひとりの違いを認め、誰とでも仲よくできる子の育成、③ 不合理を許さず、おかしいことに気づき解決しようとする子の育成を設定している。

これらの目標を達成するための取組として、毎月11日の「人権を確かめ合う日」の校内テレビ放送、異学年間のつながりや仲間意識を育むたてわり活動、全校で取り組む校内人権週間、心に響く道徳教育、様々な活動を通して高める自尊感情（自己効力感・自己有用感）、外国の方との交流による国際理解教育、福祉学習による障がい者理解や高齢者理解などの取組を進めている。

また、各学期に行っている『心のアンケート』などから、学級や学年内でいやなことを言われたりされたりしたことがある、という子が何人かみられる。本校では児童理解期間『お話を聞いて月間』や『心のアンケート』後の気になる児童への個別面談をもうけ、学級担任による実態把握と児童理解に努めている。詳しい聞き取りの中で、エスカレートしそうな事案や、解決の糸口がなかなか見つけにくい事案に対しては、いじめ防止対策委員会を中心に関係する教職員間で情報を共有して対応している。子どもや保護者からの訴えからいじめを認知する事案もあるが、教職員が一丸となって、子ども理解・児童観察の機会を増やし、未然防止、早期発見・早期対応へとつなげることが大切だという思いを持って、全教職員が日々指導に当たっていく。

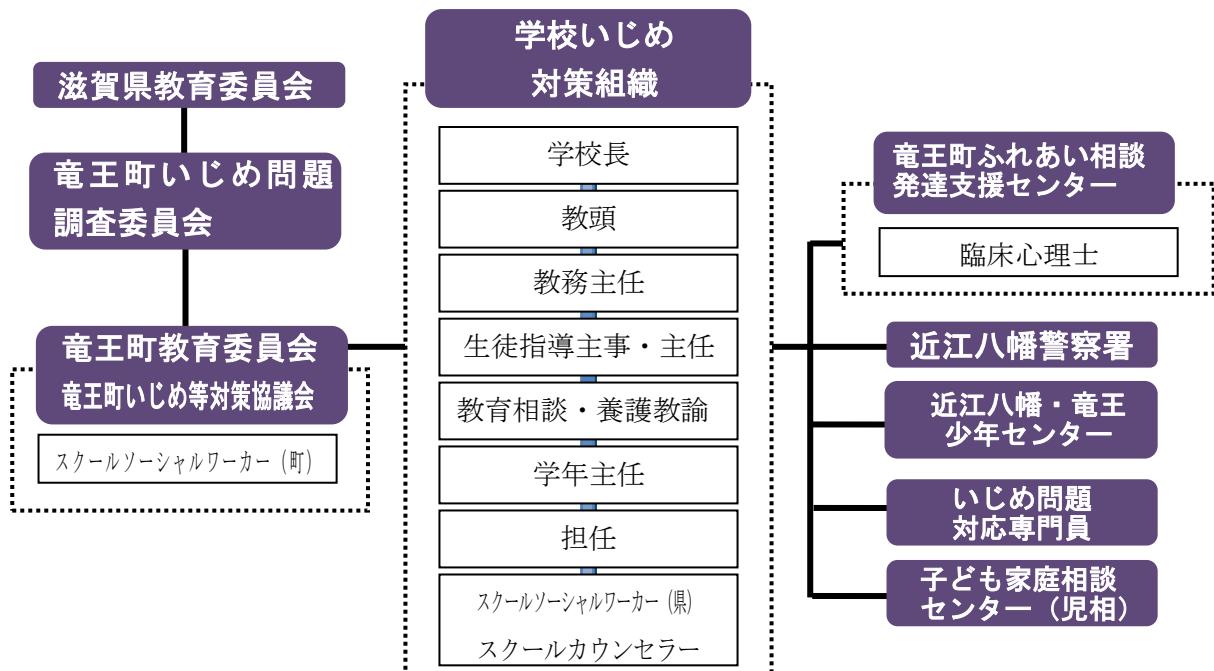
また、生徒指導の三機能である「自己存在感を高める」「自己決定の場をつくる」「共感的人間関係を育成する」を生かして、「学ぶ意欲を引き出す学級集団作り」の実践に日々取り組んでいく。子ども一人一人の自己効力感や自己有用感を高め、目標を持ち失敗を恐れず様々な事に挑戦しようとする意欲を高めていくことで、信頼し合える人間関係を築きいじめの未然防止へとつなげていきたい。

登下校中におけるトラブルや学童保育所での人間関係等に問題が見受けられることがあるので、学級担任とPTA役員、字委員、字担当教師、学童指導者とも連携を密にして、早期対応・早期解決ができるように努めている。

4 いじめ防止対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者や、その他の関係者により構成される次の「組織」を置く。

また、重大事態への対処や重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。



いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

- 1) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。（第 22 条）
- 2) 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。（第 28 条）

5 学校におけるいじめ防止策

< I > 常態的・先行的な取組（プロアクティブ）

（1）教職員が一丸となって取り組む学校づくり 発達支持的生徒指導

集団に支えられて個が育ち、この成長が集団を発展させることを念頭に置き、児童に関わる全ての者がガイダンスとカウンセリングという観点を重視し、以下に取り組む。

① 正義感や人権尊重の意識等の育成

全教職員が、それぞれの指導場面で好機を逃すことなく毅然とした態度で指導し、児童の正義感や人権尊重の意識等を育成する。

② 学級・学校での「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感」に繋がる学級・学校経営

生徒指導、教育相談機能をいかした学級・学校経営に努め、多様な人との繋がりのなかで個々の児童が自己有用感を持ち、他者との関わりを深められる環境を整える。

③ わかる授業、魅力ある授業の創造

わかる授業、魅力ある授業を通して「自己存在感」「共感の人間関係」「自己決定力」を育む。

④ 道徳教育や特別活動の充実

道徳教育を充実させ、「正義」と「思いやり」の気持ちを育む。また、特別活動の充実を図り、「豊かな人間関係を育む力」を育成する。

⑤児童との信頼関係づくり

児童が悩みを気軽に相談できるよう、日頃から信頼関係づくりに努める。

⑥児童による主体的な活動の展開

学級活動、児童会等において、いじめ対策にかかる集会、いじめ根絶強調週間（人権週間）を設けるなどして、いじめ問題への児童の主体的な関わりの場を設定し適切な指導助言を行う。

⑦保護者と学校が一体となった学校づくり

学校の取組や子どもの様子を今まで以上に学校便りや学年・学級通信等で情報発信を行うとともに、PTAとの協力関係を深めて、生徒指導に関する研修会、保護者アンケートを実施するなど教職員と保護者が子どもの様々な課題等に対して、共通認識をもてるような取組を通して、保護者と学校が一体となった学校づくりを進める。

（2）いじめの未然防止と早期発見 課題予防的生徒指導

いじめの未然防止と早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる場合が多くあることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの未然防止と早期発見のため、学校や町教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

①些細な変化を見逃さない取組

子どもの些細な変化を見逃さないように休み時間や放課後等に校舎内を巡回し、挨拶や声かけを積極的に行うなど、児童とのふれあいに努める。

②児童へのアンケートの実施

児童の心の状態を知るためにアンケートを実施し、いじめをはじめとする児童の悩みや訴えを早期に把握する。学校の実態に応じて、アンケートの調査項目、実施時期、実施方法等を工夫し、児童の実態把握に努める。

③教育相談の実施

②のアンケートの内容をもとに、教育相談を実施し、いじめをはじめとする悩みや課題を児童の心情に寄り添い共感的な理解に努める。また、担任だけでなく多くの教職員がかかわっていけるような教育相談の工夫を行う。

④情報交換会等の実施 <フローチャート参照>

全教職員がアセスメントの重要性を共通理解し、子どもの些細な変化や悩みについて情報を共有できるよう定期的に情報交換会を行い、組織的に指導、支援を行う。生徒指導・教育相談・特別支援コーディネータを中心とした児童支援会議を毎週実施し、その後の対応や支援の在り

方の方針を立てる。また、友愛部会（生徒指導に関わる部会）で毎月気になる児童について情報・対応策などを交流し、職員会議で全職員に報告することにより共通理解を図る。

⑤家庭との連携

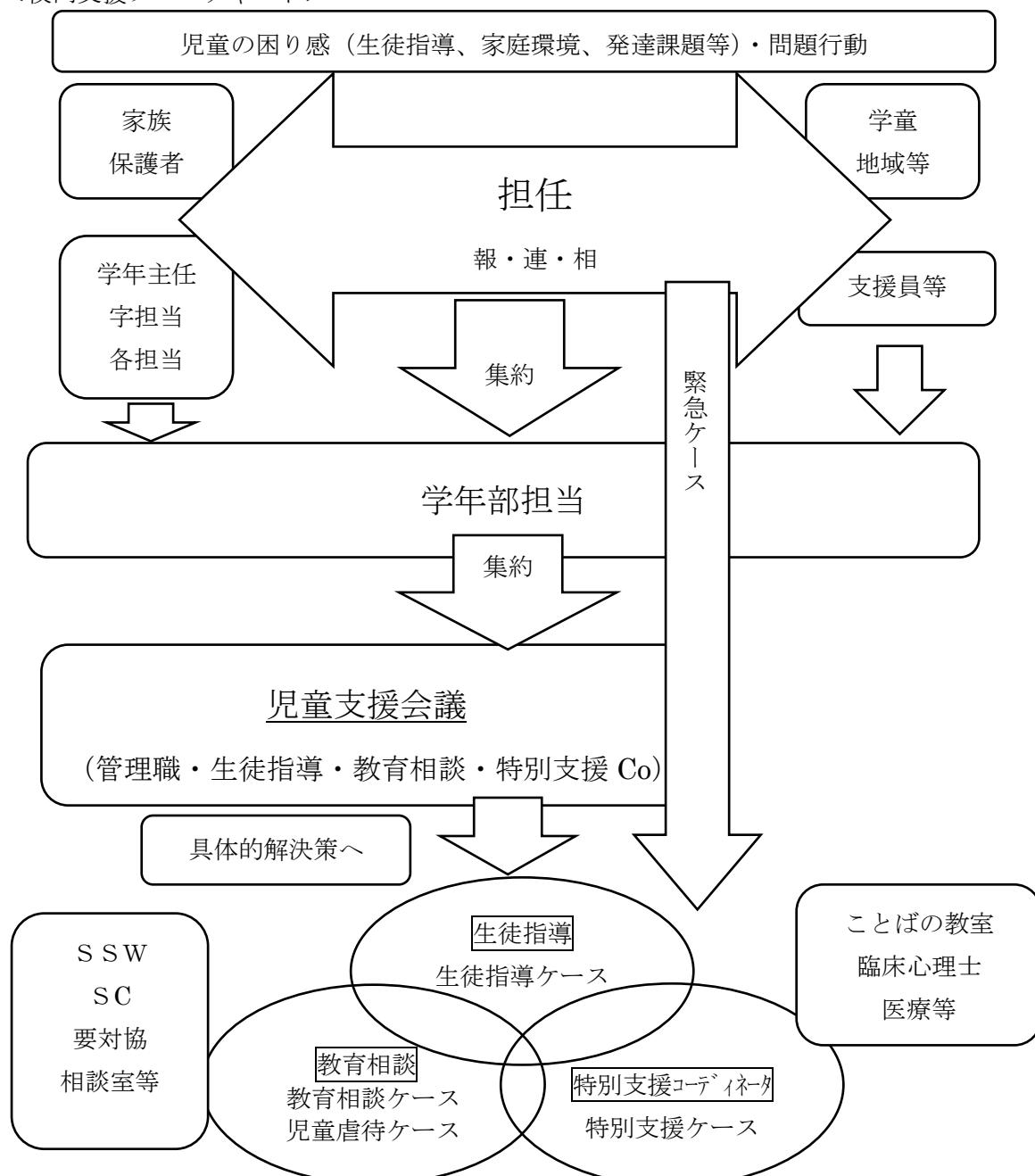
保護者との連携をより密にして、子どもの些細な変化や悩みを早期に気づき、保護者と協力し合いながらいじめの未然防止、早期発見・対応に取り組む。

⑥教職員研修の充実

子どもや保護者、地域から信頼される教師を目指し、県や町が主催する研修会に参加する等、自ら積極的に研修を積み重ねることで、指導力の向上を図る。

また、児童や保護者の思いや気持ちを十分に理解するための研修、いじめに関する職員研修会を行うなど、校内研修を充実する。

<校内支援フローチャート>



<Ⅱ>即応的・継続的な取組（リアクティブ）

（1）いじめ問題への対処 《別添 マニュアル①～⑤》

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と密に連携する。

また、いじめの問題への対応においては、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、子ども家庭相談センター、医療機関、法務局等の関係機関と適切に連携する。

なお、緊急時に警察や子ども家庭相談センター等との適切な連携を図るため、学校は平素から連絡会議の開催などの情報共有体制を関係機関と構築しておく。

また、いじめへの対処後はその解消に向け、取組を継続的・組織的に行う必要がある。「いじめが解消している状態」とは、あくまで一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、「いじめ解消」の2つの要件の明確化を図り、教職員は、当該いじめ事案の被害児童および加害児童を日常的に注意深く見守る必要がある。

6 重大事態への対処

いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときや、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合等の重大事態が発生した際、または同種の事態の発生の防止のため、学校は速やかに組織委員会を開き、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

この調査については、いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする調査であり、因果関係の特定のみを急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに把握し、事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

また、調査を行ったときは、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を可能な限り適切に提供するとともに、附属機関等に対して積極的に資料を提供し、主体的に再発防止に取り組む。

7 その他いじめ防止対策等に関する事項

（1）学校運営協議会との連携

校長が意見を聞くことができる学校運営協議会に対して、いじめ対策にかかる取組状況を積極的に相談し、幅広い意見を求めるなど学校の取組内容を確認する。

（2）地域への働きかけ

学校の取組や子どもの様子を学校便り、学年・学級通信、HP等で積極的に地域へ情報発信を行い、子どもに関する課題について、理解と協力を求める。

（3）施策・組織の点検評価

本基本方針に基づく施策の実施に当たっては、PDCAサイクルに基づき、毎年度、施策と

組織について点検し、その効果や課題等について評価を行う。

(4) 基本方針の見直し

本基本方針は、国や県、町の基本方針見直しがあった場合には、その状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

また、(3)の結果から必要に応じて見直しを行うこととする。

マニュアル① いじめの発見、うわさ、訴えがあったら

いじめの発見

毅然と止めさせる

いじめの訴え

事実確認（情報収集）

いじめのうわさ

十分聴く（家庭訪問）



対策委員会 1 (事実確認の方法)

いつ、誰が、どのように事実確認するかの打合せ



事実確認 個別に確認する（組織的対応）

○被害の児童

- ・長く辛かった気持ちに共感し、可能な限り詳細に聴き取る。
(時間、場所、メンバー、様相)
- ・絶対に守りきることを約束する。

○加害の児童

- ・詳細に聴き取る。(時間、場所、メンバー、様相)
- ・いじめの構造といじめの動機、背景を探る。
- ・いじめが卑しく恥ずかしい行為であることに気づかせる。

○まわりの児童

- ・詳細に聴き取る。
- ・いじめに荷担していなくてもいじめを容認したことになり、助けられなかつた事実を深く考えさせる。

○他の教師や保護者等

- ・客観的な事実の情報収集に努める。



対策委員会 2 (報告の集約と対応方針の決定)

報告

- ・被害児童の状況確認
- ・加害児童のアセスメント
- ・集団のアセスメント

基本認識

- ・いじめは命にかかる問題
- ・いじめは人権にかかる問題
- ・被害児童の支援を最優先する。

すぐさま打つべき手と短期・中期・長期に分けて対応策を練る。

全教職員の共通理解と組織対応
保護者への説明と協力依頼



対策委員会 3 (結果の集約と再発防止への取組)

- ・確認（指導の確認、児童の状況の確認、保護者の状況の確認）を行う。
- ・児童の自主的な「いじめ防止活動」に発展させ、全校に広げていく。
- ・保護者や地域への説明と地域ぐるみの取組へと発展させる。

マニュアル② いじめられた児童への支援

- ① いじめられた立場にある子どもの側にまず立ち、教師は、その子を常に援助する。
- ② 教師は、その子の悩みを共感的に受け止めるとともに、その子の心の安定がはかられ、その子が自立できるよう創意工夫に努める。
- ③ いじめられる要因となっている面の指摘は避け、精神的にくじけないよう援助し、その子のよい面を励ますとともに、他の子どもに、その子を受け入れていくよう指導を深める。

安心感を与える



誠実な態度（純粋性・自己一致）

- ・緊張感をときほぐす
- ・語りかけて心を開かせる

気持ちを受け入れる



受容の姿勢

- ・心の痛みを子どもの立場に立って理解する
- ・「繰り返し」手法での対話

※「繰り返し」手法とは、来談者の話した内容を話し手の気持ちになりながら要約して「……という気持ちなんですね」と繰り返すカウンセリング技法の一つ

悩みを十分聴く



共感的理解

- ・非指示的対応
- ・欠点の指摘は避ける
- ・悩みの明確化

気持ちを安定させる



自立再生への動機づけ

- ・いじめた子の反省の気持ちを伝え、いじめに対する毅然たる態度を示す
- ・自ら立ち直る動機づけを示唆する

よさ・持ち味を引き出す



自己の長所の助長

- ・興味趣味について自由に話させる
- ・自分を見るきっかけを作つてやる

自信を持たせる



自信の確立

- ・励ましにより自ら努力づけをする
- ・多少の失敗を温かく見守る

仲間づくりへの援助



クラスの雰囲気づくり

- ・信頼できる友を見つけ、楽しい充実した生活を感じさせる
- ・自ら学級集団の中にとけ込む努力の援助に努める

いじめの解消状況については隨時、被害児童・保護者に寄り添いながら確認を取り、解消確認を確実に行う。

マニュアル③ いじめた児童への指導

- ① 教師は、いじめ行動について「絶対に許されないこと」を毅然たる態度で指導するとともに、一方でその子の欲求不満を受容し、心の不安を安定へと変容するように努める。
- ② いじめの行為や他人を誹謗する言動が、正当なものでなく、卑劣であることを十分に理解させる指導を行う。
- ③ 児童の人権感覚を育て、互いの人権を大切にし、助け合いの中で相手の心の痛みがわかる感性が育つよう援助する。

正確な事実の確認

共感的受容的対応

- 
- ・いつ・どこで・誰が・誰に
 - ・何を・何故・どうしたか 等

指導の雰囲気づくり

共有的体験化対応

- 
- ・緊張、警戒心をほぐす
 - ・言葉に耳を傾ける姿勢

反応に応じた指導

積極的な反応

- 
- ・行動の背後にある原因の把握
 - ・不平・不満をじっくり聴く

反省を促す指導

毅然とした態度での対応

- 
- ・人権の大切さを気づかせる指導
 - ・子どもが自ら反省する方向へ導く

反省を深化させる指導

作業を取り入れた指導

- 
- ・共に作業し考えさせる
 - ・自分自身を知り、相手の心の痛みをわかる指導

指導のまとめ

仲間づくりの形成

- ・謝罪と和解の援助
- ・深い愛情をもった対応
- ・皆と共に考えさせる指導

マニュアル④ まわりの児童への指導・支援

- ① いじめられた立場にある者の苦しみを理解させ、「いじめ」に対して、正義感をもって対処できるよう指導に努める。
- ② 人間は、誰でも長所や短所を少なからずもっている。このことを十分理解させ、一方的に人の心を傷つけることは、決して許されないということを徹底し、友だちのよい面を見つけ、互いに認めあっていくことの大切さに気づかせる指導を深める。
- ③ 友だち（仲間）の問題や悩みは、自分のものとして捉える共感的人間関係の育成を図り、その解決を話し合いを通して考えさせ、共に支え合える仲間集団が育つよう援助する。

いじめの状況把握

いじめを許さない真摯な態度



- ・いじめの認識の有無
- ・いじめを助長する雰囲気はないか

全体指導の可否の判断

いじめ再燃への可能性の判断



- ・被害者の孤立感の深まりがないか
- ・本人への排斥がひどくないか
- ・本人、保護者の学校担任への、不信感が残っていないか

被害者を最優先する指導

いじめを解決する強い意志



- ・被害者の気持ちをくみ取る指導
- ・被害者、保護者に不安感を与えない姿勢
- ・全体指導への被害者、保護者の理解

当事者としての意識化

毅然とした態度での対応



- ・いじめの構造や心理の指導
- ・傍観者の果たす役割
- ・被害者の心情理解
- ・許されないいじめへの怒り

継続的指導とまとめ

親和的集団の育成

- ・被害者、加害者を受け入れる雰囲気づくり
- ・正しいことが認められる雰囲気づくり
- ・悩みや困り事が相互に出しあえる学級、学年集団づくり
- ・人のよさが認め合える学校

マニュアル⑤ 報告と連絡について

教育委員会への報告

- ・「いじめ」を認知したらまずは管理職・生徒指導担当へ速報を入れる。
- ・「いじめ」の疑いがあれば必ず校内いじめ対策組織等内で報告・情報共有・確認を行う。

→校内いじめ対策委員会で必要と判断された場合、町教委へ速報・問題行動報告様式にて文書報告を行う。

→指導・継続して確認→月例報告にて報告→いじめ解消確認

・いじめの解消確認についての報告

いじめを認知し、指導を行った後は必ず「いじめの解消確認」を行う。この際「いじめが解消されている状態」とは、①いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること、②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと、この2つの要件を満たしている場合である。このことについて被害児童本人およびその保護者に対し、面談等により確認を行った上で、報告を行う。

・保護者が学校の対応に納得されていない事案

→必ず学校教育課（TEL0748-58-3719）へ報告。

保護者との連携

(いじめられた側にも　いじめた側にも)

- ・いじめの状況や指導方針の説明
- ・指導の結果の報告・再発防止のための取組の説明と協力依頼
- ・事後の見守りの徹底と、「その後どうですか？」等の家庭連絡

関係機関との連携

- ・暴力行為や恐喝等の犯罪行為に関わるいじめは、必ず警察や少年センターと連携を図りながら解決に向けて取り組む。
 - ・近江八幡署 0748-32-1110
 - ・近江八幡竜王少年センター 0748-37-2637